

判断指標の見直しについて (1)

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室発令和4年11月16日付事務連絡「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合のレベル分類の運用について」により新たなレベル分類の運用が示され、「レベル判断に当たっては、設定した指標が目安を超えた場合に機械的に判断するのではなく、**保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況及び感染状況に関する事象等**を十分に勘案し、必要に応じて各都道府県の実情等を把握している専門家等の意見も参考にしつつ、各都道府県において総合的に判断すること。」とされた。

【国の示した新たなレベル分類の概要】

		レベル1 感染小康期	レベル2 感染拡大初期	レベル3 医療負荷増大期	レベル4 医療機能不全期（避けたいレベル）
指標	病床使用率	30%以下	50%以下	50%超	80%超
指標	重症病床使用率	30%以下	50%以下	50%超	80%超
国の対応		・同時流行への備え ・基本的感染対策	・リスクに応じた受診療養の呼掛け ・施設等へ対応を呼掛け	「医療ひっ迫防止対策強化地域」として 位置付け支援	社会の感染レベルを下げる必要がある

【国の示した各レベルの事象（例示）】

		レベル1 感染小康期	レベル2 感染拡大初期	レベル3 医療負荷増大期	レベル4 医療機能不全期（避けたいレベル）
保健医療の負荷の状況		外来医療・入院医療ともに負荷は小さい	・診療・検査医療機関（発熱外来）の患者数が急増し負荷が高まり始める ・救急外来の受診者数が増加する ・病床使用率、医療従事者の欠勤者数が上昇傾向となる	・発熱外来・救急外来に多くの患者が殺到する、重症化リスクの高い者がすぐに受診できない状況が発生 ・救急搬送困難事案が増加する ・入院患者が増加し、また医療従事者にも欠勤者が多数発生し、入院医療の負荷が高まる	・膨大な数の感染者に発熱外来や救急外来で対応しきれなくなり、一般外来にも患者が殺到する ・救急車を要請されても対応できない状況が発生する。通常医療も含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態 ・膨大な数の感染者により入院が必要な中等症・重症の患者数の絶対数が著しく増加する ・多数の医療従事者の欠勤者発生と相まって、入院医療がひっ迫する ・入院できずに自宅療養中・施設内療養中に死亡する者が多数発生する ・通常診療を大きく制限せざるを得ない状態
社会経済活動の状況		—	職場の欠勤者が増加し、業務継続に支障を生じる事業者が出始める	職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者が多数発生する	職場の欠勤者数が膨大になり社会インフラの維持に支障が生じる
感染状況		感染者は低位で推移しているか、徐々に増加している状態	感染者が急速に増え始める	医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生	今冬の新型コロナウイルス感染者の想定を超える膨大な数の感染者が発生

【国の示した新たなレベル分類と措置の概要】

		レベル1 感染小康期	レベル2 感染拡大初期	レベル3 医療負荷増大期	レベル4 医療機能不全期
判断指標①	病床使用率	30%以下	50%以下	50%超	80%超
判断指標②	重症病床使用率	30%以下	50%以下	50%超	80%超
国の対応		<ul style="list-style-type: none"> ・同時流行への備え ・基本的対感染対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクに応じた受診療養の呼掛け ・施設等へ対応を呼掛け 	都道府県が「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を行い、国は当該都道府県を「医療ひっ迫防止対策強化地域」として位置付け支援する	社会の感染レベルを下げる必要がある

医療非常事態宣言

医療ひっ迫防止対策強化宣言の措置の概要

1. 医療体制の機能維持

- ・重症化リスクが低い人は、発熱外来を受診する前に、自宅で検査キットによるセルフチェックを行う
- ・救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限る
- ・必要に応じて、病床確保等に関する医療機関への協力要請（感染症法第16条の2等）を行う。等

2. 感染拡大防止措置

- ・住民に対し、感染拡大の状況、医療の負荷の状況を丁寧に伝えるとともに、協力を呼びかける。
- ・住民への協力要請 又は呼びかけを行う。（速やかにオミクロン株対応ワクチンを接種する。高齢者施設等の利用者に対して一時帰宅時等の節目での検査を行う。混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出など、感染拡大につながる行動を控える。大人数の会食や大規模なイベントへの参加は見合わせることも含めて慎重に検討判断する。学校や部活動、習い事・学習塾、友人との集まりでの感染に特に気を付ける。）
- ・事業者への協力要請 又は呼びかけを行う。（テレワーク等の推進。医療機関、高齢者施設、学校、保育所等において、分科会提言の対策を講じる。） 等

3. 業務継続体制の確保

- ・多数の欠勤者を前提とした業務継続体制の確保を促す。
- ・一時的に業務が実施できない場合があることやその時の対応について、事前に、住民や取引先や顧客等に示すことを促す。
- ・濃厚接触者でない接触者に対する出勤停止を要請しないことを周知する。 等

医療非常事態宣言の措置の概要

「レベル3 医療負荷増大期」において、感染拡大のスピードが急激な場合や「医療ひっ迫防止対策強化宣言」に基づく対策を講じても感染拡大が続き、医療が機能不全の状態になり、社会インフラの維持にも支障が生じる段階（「レベル4 医療機能不全期」）になることを回避するために、都道府県が「医療非常事態宣言」を行い、国は、当該都道府県を「医療非常事態地域」として位置付ける。当該都道府県は、住民及び事業者に対して、人と人の接触機会の低減について、より強力な要請・呼びかけを行う。

【住民・事業者に対する協力要請 又は呼びかけ】

- ①外出・移動は必要不可欠なものに限ることを要請（出勤大幅抑制、帰省・旅行の自粛も要請）
- ②飲食店や施設の時短・休業は要請しないが、外出自粛要請に関する理解を求める。イベントの延期等の慎重な対応を要請
- ③原則として、学校の授業は継続。部活動の大会や学校行事等には開催方式の変更等を含め慎重な対応を要請

※「具体的な感染拡大防止措置等については、実際の保健医療への負荷の状況及び社会経済活動の状況等を踏まえ、医療体制の機能維持・確保、業務継続体制の確保等に係る措置と合わせて示すものとする。」とされている。